

防災設備点検業務特記仕様書

公益財団法人 三重県下水道公社

松阪浄化センター

防災設備点検業務特記仕様書

1 業務の目的

本委託業務は、関係法令に基づき実施するとともに、消防設備・防災設備等を点検することにより、機能の保全を図ることを目的とするものである。

2 一般事項

- (1) 本委託業務は、契約書、共通仕様書、本特記仕様書、図面及び関係法令に基づき実施するものとする。
- (2) 法に定められた消防設備、防災設備等の点検は、法に定める有資格者において実施しなければならない。
- (3) 共通仕様書第2条2でいう受注者(以下「受託者」という)は、点検業務に先立ち共通仕様書第2条9でいう監督員(以下「公社業務担当者」という)と日程調整等を行い施設運営及び管理に支障の無きようにすること。
- (4) 点検業務期間中は、共通仕様書第2条11でいう現場代理人(以下「業務責任者」という)を定め、点検開始および終了時に必ず公社業務担当者に連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに公社業務担当者に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は点検時において処理できるものについては、乙の責任において処理(簡易な整備を含む)するものとする。
- (7) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、公社業務担当者と協議し決定するものとする。
- (8) 受託者は、段階点検終了後速やかに点検結果の書類を作成し、報告すると共に、定められた時期に監督官庁への届け出の代行を行わなければならない。
なお、この報告にかかる費用は全て受託者の負担とする。
(前回の監督官庁(消防署)への報告は、平成27年3月報告済)
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。(著しく相違がある場合は、公社業務担当者と協議)
- (10) 業務履行完了時には、完成図書として消防設備等の配置図面と実地照合及び、数量調書との照合を確認した結果異差があれば、朱記補完したものを提出しなければならない。
- (11) 消火器の点検は、関係法令に従い外観点検並びに内部確認及び機能の確認を行うものとする。
なお、内部確認及び機能の確認は、抽出して実施するものとする。抽出に際しては予め製造年別に区分し、点検計画書を作成し公社業務担当者の承諾を得ること。放射確認を行った場合

の薬剤及付属消耗品等は、受託者の負担とする。

- (12) 点検によって使用した消防設備等は、適正なる処理(乾燥、充填、格納等)を行い機能の確認を再度行うこと。
- (13) 業務の履行に際し発生する廃棄物並びに仕様書で指定する廃棄器具の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、受託者の負担とする。
- (14) 点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、公社業務担当者に提出しなければならない。
- (15) 点検を終了した設備機器には、点検済みのシール又はラベル等を貼付し明瞭にしなければならない。
- (16) 净化センター(終末処理場、ポンプ場)に入場する場合は、净化センターが定める作業入場届書を提出し公社業務担当者の承諾を受けること。また、入場に伴う届け出に添付される注意事項は、厳守しなければならない。
- (17) その他疑義のある場合は、公社業務担当者と協議すること。

3 業務の内容

- (1) 防火対象物及び 消防設備等の概要

| 防火対象物名称 | 構造・階数 | 延床面積 届出面積 (m ²) | 消防設備等 |
|---------|-----------------|-----------------------------------|--|
| 管理本館 | RC造 1階地上3階 | 3,941.45 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 ・粉末消火設備 ・屋内消火栓設備 ・ガス漏れ警報設備 ・非常用照明設備 |
| プロワー棟 | RC造 地下1階地上3階 | 2,429.34 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 ・粉末消火設備 ・屋内消火栓設備 ・非常用照明設備 |
| 水処理施設 | RC造 地下1階地上2階 | 172.69 | ・誘導灯 |
| 連絡管廊 | RC造 地下1階 | 水処理施設・プロ ワー棟付属 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 1系急速ろ過棟 | RC造 地下1階地上1階 | 988.68 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・放送設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 2系急速ろ過棟 | RC造 地下1階地上1階 | 1149.98 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火設備 ・非常用照明設備 |
| 放流ポンプ棟 | RC造地上1階 | 634.39 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 汚泥処理棟 | RC造 | 4,104.04 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 |

| | | | |
|---------------|-----------------|----------|--|
| | 地下1階地上3階 | | ・屋内消火栓設備 ・ガス漏れ警報設備 ・非常用照明設備 |
| 汚泥濃縮棟 | RC造 地下1階地上2階 | 111.74 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 車庫棟 | S造 地上1階 | 156.00 | ・排煙設備 ・消火器 ・放送設備 |
| スクリーンポンプ 棟 | RC造 地下3階地上2階 | 2,882.48 | ・火災報知設備 ・誘導灯 ・排煙設備 ・放送設備 ・消火器 ・パッケージ型消火設備 ・非常用照明設備 ・水圧開放シャッター |
| 早馬瀬ポンプ場 | RC造 地上1階 | 27.00 | ・火災報知設備 ・消火器 |
| 朝長ポンプ場 | RC造 地上1階 | 18.00 | ・消火器 |
| 弟国ポンプ場 | 屋外 | - | ・消火器 |
| 三渡川ポンプ場 | RC造 地下2階地上2階 | 1162.21 | ・火災報知設備 ・誘導灯設備 ・排煙設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 中川ポンプ場 | RC造 地下2階地上1階 | 742.91 | ・火災報知設備 ・誘導灯設備 ・排煙設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 井生ポンプ場 | RC造 地下1階地上1階 | 202.88 | ・誘導灯設備 ・排煙設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 二本木ポンプ場 | RC造 地下1階地上1階 | 259.32 | ・誘導灯設備 ・排煙設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 山添ポンプ場 | RC造 地下2階地上1階 | 260.53 | ・誘導灯設備 ・排煙設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |
| 川口ポンプ場 | RC造 地下2階地上1階 | 385.23 | ・誘導灯設備 ・消火器 ・非常用照明設備 |

施設名及び住所 ① 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター

松阪市高須町3922

② 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)三渡川ポンプ場

松阪市小津町617

③ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)中川ポンプ場

松阪市嬉野川北町字西山526-23

- ④ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)井生ポンプ場
津市一志町井生字下田5-5
- ⑤ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)二本木ポンプ場
津市白山町二本木5337-2
- ⑥ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)山添ポンプ場
松阪市山添町花鶴
- ⑦ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)川口ポンプ場
津市白山町川口字山脇352-1、2
多気幹線マンホールポンプ場
- ⑧ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)早馬瀬マンホールポンプ場
松阪市早馬瀬町字下通280-5
- ⑨ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)朝長マンホールポンプ場
多気郡多気町弟国字コンベ310
- ⑩ 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)弟国マンホールポンプ場
松阪市上朝長字中新田南ノ坪571

(2) 点検業務等

1) 消防設備、建築基準法関係防災設備の点検

① 消防設備等の点検(法定点検)

点検の基準、期間及び結果の報告は「消防法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

② 建築基準法関係防災設備の点検

点検の基準、期間及び結果の報告は「建築基準法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

点検項目は、以下のものとする。(■は、本業務の対象とする。)

- 建築排煙設備(排煙窓等) ■防火戸 ■防火ダンパー □防火シャッター
■水圧開放シャッター ■非常用照明設備

2) 地下油タンク漏洩点検

■本業務の対象とする。 □本業務の対象としない。

① 地下タンク漏洩試験対象物仕様

地下油タンク漏洩点検の対象物仕様は次のとおりである。

○松阪浄化センター非常用発電機用(屋外設置)

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 製造所等の別 | 貯蔵所 |
| 貯蔵所又は取扱所の区分 | 地下タンク貯蔵所 |
| タンクの種別 | 鋼製タンク |
| 形状 | 横置き円筒型 |
| 寸法 | 内径1,800mm |
| 容積 | 総容量15,990リットル、実容量15,000リットル |
| 材質・板厚 | SS400 胴板鏡板共9mm |
| 貯蔵物種別・最大数量 | 第4類 第3石油 A重油 最大貯蔵数量 15,000リットル |
| 危険物許可番号・許可年月 | 第1032号 平成10年2月27日 |

○松阪浄化センター管理本館空調用(屋外設置)

| | |
|--------------|----------------------------|
| 製造所等の別 | 少量危険物取扱所 |
| 貯蔵所又は取扱所の区分 | 地下タンク貯蔵所 |
| タンクの種別 | 鋼製タンク |
| 形状 | 横置き円筒型 |
| 寸法 | 内径750mm 胴長2,200mm |
| 容積 | 総容量1,032リットル、実容量950リットル |
| 材質・板厚 | SS400 胴板鏡板共 4.5mm |
| 貯蔵物種別・最大数量 | 第4類 第2石油 灯油 最大貯蔵数量 950リットル |
| 危険物許可番号・許可年月 | 第 号 平成 年 月 日 |

○三渡川ポンプ場自家発電機用(屋外設置)

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 製造所等の別 | 少量危険物取扱所 |
| 貯蔵所又は取扱所の区分 | 地下タンク貯蔵所 |
| タンクの種別 | 鋼製タンク |
| 形状 | 横置き円筒型 |
| 寸法 | 内径850mm 胴長 2,740mm |
| 容積 | 総容量3,273リットル、実容量3,000リットル |
| 材質・板厚 | SS400 胴板鏡板共6mm |
| 貯蔵物種別・最大数量 | 第4類 第3石油 A重油 最大貯蔵数量 3,000リットル |
| 危険物許可番号・許可年月 | 第1040号 平成9年12月15日 |

② 漏洩点検方法等

- ア 漏洩点検の範囲は、地下タンク及びそれに付属する配管、部品並びに吸入配管、2次側圧送配管。

- イ 点検の方法は、消防法第14条の3の2及び消防庁危険物規制課長通達、指導方針並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に基づく「微減圧法」、「聴音法」とする。その他の方法による場合は、監督員との協議による。
- ウ 点検業者については、一般財団法人全国危険物安全協会の「地下タンク等定期点検認定事業者」で、三重県内に本店、支店、営業所を有する業者とする。
- エ 安全管理については、徹底して行うこと。

3) 消防設備等に関する訓練・教育

- ①本業務の対象とする。 ②本業務の対象としない。
 - ①対象とする場合
 - ア 消防用設備等の操作説明及び実地指導を年1回行うものとする。
 - イ 指導については、松阪浄化センター防災設備訓練に合わせて行うものとする。
 - ウ 具体的な内容及び日時等の詳細については、別途協議するものとする。
 - エ これに要する費用は、受託者の負担とする。

4 施工条件

- (1)点検可能日 指定なし 指定あり
(指定有り条件:原則 平日とし土日・休日については公社業務担当者と協議))
- (2)点検可能時間帯 指定なし 指定あり
(指定有り条件:原則 8時30分～17時00分とし左記時間外は公社業務担当者と協議)
- (3)点検順序 指定なし 指定あり
指定条件(着手順序は公社業務担当者と協議)
- (4)車両等の駐車場 指定なし 指定あり(協議)

5 安全管理

- (1) 受託者は、本業務に対応した安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに公社業務担当者が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- (2) 受託者は、原則として履行現場への一般の立ち入りを禁止し、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の表示をしなければならない。また、稼働中の設備に対しても安全確保を図るため適切な安全施設を施工しなければならない。安全施設の内容については、公社業務担当者と協議するものとする。

- (3) 維持管理会社及びその他工事等と輻輳する場所、通路での安全確保については、公社業務担当者及び関係者と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社の業務を優先とする。
- (5) 既存設備の運転、停止、休止については、公社業務担当者、維持管理会社と協議し予め計画し、実施については原則立会いとする。

6 写真管理

(1) 一般事項

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。

(2) 写真の分類

以下のとおりとする。

- ①着手前及び完了写真（撮影箇所等については、公社業務担当者と協議）
- ②業務実施状況写真（撮影箇所等については、公社業務担当者と協議）
- ③安全管理写真（撮影箇所等については、公社業務担当者と協議）
- ④使用材料写真（交換部品等の場合は、新・旧の写真）
- ⑤品質管理写真（必要に応じ。公社業務担当者が指示する内容）
- ⑥出来形管理写真 □⑦その他

(3) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の100万画素以上とする。カラープリンターは、600dpi以上の機能を有し通常の使用条件で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(4) 撮影方法

1) 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。（■必要事項）

- ①業務名 ■②業務種別等 ■③作業内容 □④測点 □⑤設計寸法
- ⑥実測寸法 □⑦略図 ■受託者名

2) 業務写真は、あらかじめ業務履行計画書に撮影箇所を特定すると共に、公社業務担当者が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはLサイズ程度とする。ただし、公社業務担当者が指示するものは、そ

の指示したサイズとする。

(6) 業務写真の整理及び提出

1) 業務写真の整理及び提出は、以下のとおりとする。

①電子媒体で整理（体裁は公社業務担当者と協議）

②プリント、写真帳（体裁は公社業務担当者と協議）

2) 事務処理上必要とする着工前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

3) 提出部数 1部 2部 その他（電子ファイル）

7 提出書類

(1) 書類の提出形態

紙等による。

電子納品による。（ 公社業務担当者と対象協議 電子納品マニュアルによる）

紙等及び電子納品（点検データシート等）（区分等については公社業務担当者と協議）

(2) 提出書類

受託者は、公社業務担当者の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

1) 着手前提出

①業務着手届 1部

②業務責任者選任届 1部

③配置技術者届（資格証明書添付） 1部

④点検従事者届（資格証明書添付） 1部

⑤業務履行計画書 1部

記載事項は、次のとおりとする。

・業務の概要 ・履行体制 ・使用（測定機材）資機材一覧 ・実施工程表

・各種業務履行要領 ・安全管理 ・緊急時の連絡網

2) 履行中

①業務打合せ（協議）議事録 2部（1部返却）

②その他公社業務担当者が指示するもの

③異常発見の場合 詳細報告書（内容、写真、対処方法、概算見積書） 1部

3) 完成時

①点検結果報告書、総括表共（年2回） 各回1部

※点検結果報告書、総括表（消防署報告用） 1部

- ②履行状況写真 1部
- ③業務完成報告書 1部
- ④完了図書類
 - ※数量調書 1部
 - ※消防設備機器配置図 1部
(公社提供による平面図に異差があれば修正)
 - ※消火器機能確認抽出計画表 1部
- ⑤その他公社業務担当者が指示するもの 1部